

地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤 の構築委員会設置要綱

〔平成18年2月13日
日本学術会議第8回幹事会決定〕

改正 平成18年2月23日 日本学術会議第9回幹事会決定
改正 平成18年5月25日 日本学術会議第16回幹事会決定
改正 平成18年7月26日 日本学術会議第21回幹事会決定
改正 平成19年3月22日 日本学術会議第34回幹事会決定

（設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、地球規模の自然災害に対して安全・安心な社会基盤の構築委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第2 委員会は、気候変動や地震による災害の分析並びにそれに対応する社会基盤及び社会制度等の検討を行う。

（組織）

第3 委員会は、22名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成19年5月31日まで置かれるものとする。

（分科会）

第5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成
地球規模の自然環境の変化と自然災害の予測分科会	気候変動などの自然環境変化、大地震などの自然災害の予測に関すること。	委員会の委員7名程度
災害に対する社会基盤の脆弱性の評価と適正な水準と配備に関する検討分科会	災害を軽減させるための社会基盤の適正な水準と配備に関すること。	委員会の委員8名程度

災害軽減のための社会システムと危機管理の在り方の検討分科会	災害軽減のための社会システムや危機管理の在り方に関すること。	委員会の委員 8名程度
-------------------------------	--------------------------------	----------------

(庶務)

第6 委員会の庶務は、事務局参事官(審議第二担当)において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成18年5月25日日本学術会議第16回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成18年7月26日日本学術会議第21回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則(平成19年3月22日日本学術会議第34回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。